

鳥取県告示第769号

県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の指名競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによるものとする。

平成18年鳥取県告示第260号（県が発注する建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な一般的事項等について）は、平成19年7月31日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った建設工事で、その指名競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。

平成19年9月11日

鳥取県知事 平井 伸治

1 入札参加者は、次に掲げる条件を具备していかなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、調達公告で指定するものを受けていること。
- (3) 平成18年鳥取県告示第432号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。
- (4) 鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）が指名を受けるためにあらかじめ提出すべきものとして、調達公告に定める書類をいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告に定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札日までの期間に含まれていないこと。
- (5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領（平成19年8月2日付第200700072739号県土整備部長通知）第9条に基づく不指名の期間が、応募期間の末日から当該入札の指名通知の日までの期間に含まれていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあっては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（法第27条の23第1項の審査をいう。以下同じ。）を受け、その結果に基づき、応募期間の末日までに改めて入札参加資格を付与されること。
- (7) 当該入札に係る工事（以下「発注工事」という。）の設計業務の受託者（調達公告で指定する者とする。）と次のいずれかの関係にある者でないこと。
 - ア 入札参加者が当該受託者の発行済株式総数の2分の1を超える株式を保有し、又はその出資の総額の2分の1を超える出資をしていること。
 - イ 入札参加者の代表権を有する役員（入札参加者が個人である場合にあっては、当該個人）が当該受託者又は当該受託者の代表権を有する役員であること。
- (8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、応募期間の末日の3月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうちに、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中配置することができる技術者（調達公告

で定める資格を有する者に限る。)を有していること。

(9) 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)として入札に参加することを条件とする場合にあっては、その構成員が(1)から(8)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。

ア 自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。

ウ 共同施工方式(一の工事について、各構成員の分担を定めず、共同して施工する方式をいう。以下同じ。)の共同企業体にあっては、出資比率の最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときは、そのいずれか)が代表者となり、各構成員は、発注工事全体について連帯して責任を負うこと。

エ 分担施工方式(一の工事について、各構成員の分担を定めて施工する方式をいう。以下同じ。)の共同企業体にあっては、分担工事に係る工事費が最も大きい構成員(当該構成員が複数あるときは、そのいずれか)が代表者となり、各構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、発注工事全体についても連帯して責任を負うこと。

オ 分担施工方式の共同企業体にあっては、構成員のいずれかが発注工事の施工中に破産手続開始又は解散をしたときは、当該共同企業体は解散するものとされていること。

2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表者が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。ただし、電子入札(鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)第19条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。)の場合にあっては、応募書類(添付すべき書類を含み、持参すべき書類(当該書類に記載すべき事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録するためには記録媒体に1メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの、ウに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。)を除く。)の作成に代えて、インターネットの県のホームページ

(<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>) (以下「入札情報HP」という。)の電子入札システムに係る所定の画面(以下「電子入札画面」という。)に当該応募書類に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 限定公募型指名競争入札参加申込書(様式第1号)

イ 県外に本店を有する者にあっては、経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値(法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。)の通知書の写し(対象となる経営事項審査の審査基準日の対象期間は、調達公告の公告日の属する年度の前々年度(以下「前々年度」という。)の10月1日からその翌年度(以下「前年度」という。)の9月30日まで(前年度の10月1日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者(前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない者に限る。)については、前年度の10月1日から前年度の12月31日まで)の間とする。ただし、前々年度の10月1日以降に会社更生法による更生手続開始の決定又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日(その日から前年度の9月30日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査も受審している者については、当該審査基準日とする。))

ウ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状

エ その他調達公告に定める書類

(2) 応募書類は、応募期間内の各日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時

30分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

- (3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者（以下「応募者」という。）の負担とし、提出された応募書類は、返却しない。
 - (4) 提出された応募書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、応募者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 入札参加者の選定の手続は、次に定めるところによる。
- (1) 入札参加者は、1に掲げる条件を具備する応募者の中から選定し、指名する。当該入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。
 - (2) 指名業者選定時において、鳥取県知事から鳥取県低価格落札者経営診断指導要領第9条に基づく資格保留の措置を受けている者は指名しないものとする。
 - (3) 当該指名を受けられなかった応募者については、その旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を入札情報HPに掲載する。
 - (4) 指名を受けられなかった応募者は、(3)の掲載の日から4日（休日を除く。）以内に、書面（電子入札の場合にあっては、電子入札画面にその旨を入力し送信すること。以下同じ。）により非指名理由について発注機関（発注工事の請負契約（以下「本件契約」という。）を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。）に説明を求めることができる。
 - (5) 発注機関は、(4)により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の末日から6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
 - (6) 予定価格を入札の執行前に公表している建設工事を指名競争入札に付す場合において、1に掲げる条件を具備する応募者が1者のみの場合は、当該入札を中止する。

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

- (1) 入札参加者は、第1回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書（別に定めるところに従って作成されたものに限る。以下同じ。）を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、所定の入札期間の末日までに、工事費内訳書に記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信（当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場合にあっては、調達公告で定める場所への持参とする。以下「内訳書の送信」という。）を必ず行っておくこと。
- なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。
- ア 電子入札の場合において、内訳書の送信を行っていない者のした入札は、無効とする。
 - イ 提出した工事費内訳書の内容（内訳書の送信を行った場合にあっては、当該送信の内容）に重大かつ明白な不備がある者又は紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合において入札の執行者の求めに応じてその場で工事費内訳書を提出しない者は、失格とする。
 - ウ 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。
 - エ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

- (2) 落札者は、発注工事の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格を設定する場合にあっては、当該価格以上のものに限る。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。ただし、調査基準価格を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な

入札をした者を落札者とする。

- (3) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の10分の2以下の額とする。
- (4) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知）に定めるところにより、配置技術者に加え、当該落札者（共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、構成員全員とする。）の継続雇用者であって特定資格を有する者（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。

この場合において、追加技術者調書（様式第2号）（次の各号に掲げる条件を満たすものに限る。）をあらかじめ定められた期限（紙入札の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては電子入札システムに登録された提出期限とする。）までに提出できない者は失格とする。

ア 資格者証等が添付されているものであること。

イ 当該追加技術者調書に重大かつ明白な不備があるものでないこと。

ウ 追加技術者は、開札時において他の工事の工事現場に専任しているものでないこと。

- (5) 落札者は、配置技術者及び追加技術者を発注工事にその施工期間中専任で配置しなければならない。ただし、配置技術者を専任で配置することが入札参加者の条件とされていないときは、配置技術者については発注工事に専任としなくてもよい。

- (6) 落札者が発注工事に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。

- (7) 事前に配置予定技術者の提出を求める入札においては、入札時において入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を工事現場に主任技術者又は監理技術者として配置し、契約時において、当該雇用関係を証明する書類を提出すること。

- (8) 本件工事において落札決定をされた者であっても、契約日（議決を要する工事にあっては議決日の翌日）までの間に指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

5 応募の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

- (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報HPに掲載することにより行う。
- (2) 応募書類の様式は、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
- (3) 発注工事に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。
- (4) 発注工事に関する図書の複写物は、入札の日の3日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。
- (5) 発注工事の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

様式第1号

限定公募型指名競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の工事の限定公募型指名競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事名：

許可番号 国土交通大臣・ 知事 許可(-)第 号
住所
商号又は名称
代表者 印

1. 基本事項

番号	確認事項	回答欄
1	自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない
2	本工事の設計業者との関係	有・無
3	建設業許可の営業所の 専任技術者の氏名	

2. 会社実績

番号	項目	会社実績1	会社実績2
1	実績工事名		
2	実績工事内容証明書	CORINS登録番号() その他()	CORINS登録番号() その他()

3. 技術者要件(配置予定技術者)

番号	項目	技術者1	技術者2
1	配置予定技術者の氏名		
2	継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)
3	調達公告で定める資格 に係る資格者証	名称() 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()	名称() 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()
4	監理技術者資格者証	名称() 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()	名称() 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()
5	配置予定技術者 の申請時における 工事名 工期		

	他工事の従事状況等	従事役職		
6	実績工事名			
7	実績工事内容証明書	CORINS 登録番号 () その他 ()	CORINS 登録番号 () その他 ()	
8	実績工事従事役職			

様式第2号

追加技術者調書

本件工事について以下の者を追加技術者としますので、関係書類を添えて提出します。
なお、この調書に記載した技術者については、報告時において他工事に従事していないこと、並びに記載内容、及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事名：_____

許可番号 国土交通大臣・ 知事 許可(-)第 号
住所
商号又は名称
代表者 印

追加技術者の氏名	
継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用～追加技術者調書提出日)
調達公告で定める資格に係る資格者証	名称() 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()
備考	監理技術者資格者証 (建設業の種類：) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号()

(注意事項)

- 1 追加技術者の氏名の欄には、本件工事に配置する技術者の氏名を記載する。
- 2 継続雇用期間の欄には、追加技術者が採用された日及び採用日から開札日までの雇用期間を記載すること。
- 3 備考の欄には、調達公告で特定資格として定める資格の資格者証に係る内容を記載すること。
- 4 調達公告で定める資格を証明する合格証明書の写し、又は監理技術者資格者証の写しを添付すること。
- 5 監理技術者資格者証の交付を受けている者にあっては、備考欄に交付番号等を記載すること。